



県 章

# 滋賀県公報

令和元年（2019年）  
9 月 2 7 日  
号 外 （ 3 ）  
金 曜 日

毎週火・金曜 2回発行

## 目 次

### ○ 公 告

滋賀県人事行政の運営等の状況公告（人事課） ..... 1

## 公 告

### 滋賀県人事行政の運営等の状況公告

滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年滋賀県条例第1号）第2条および第3条の規定に基づき任命権者および人事委員会から報告を受けたので、同条例第4条の規定により、人事行政の運営の状況の概要および人事委員会の業務の状況を公表する。

令和元年9月27日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

#### 第1 人事行政の運営の状況の概要

##### 1 採用、退職および昇任ならびに職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況等（職員数は、各年4月1日現在のものです。） (単位：人)

	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
	平成30年度	令和元年度		
一 般 行 政 部 門	3,064	3,099	35	国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催準備、全国植樹祭開催準備、子ども家庭相談センター体制強化、公共事業対応、育児休業取得者の代替措置に伴う増等
教 育 部 門	11,634	11,638	4	法令基準の充足による教員の増等
警 察 部 門	2,629	2,623	△ 6	退職不補充に伴う減
公営 企業 部門	1,094	1,130	36	育児休業取得者の代替措置に伴う増等
病 院 水 道 そ の 他	157	160	3	浄水場耐震対策に伴う増
合 計	18,578	18,650	72	

(注1) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員および非常勤職員を除きます。

(注2) 一般行政部門には、知事の事務局（公営企業部門を除く。）、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(2) 職員の採用・退職・再任用者数 (単位：人)

区 分	任命権者の別 知事部局、議会事務局および行政委員会事務局	教育委員会		警察本部		企業庁	病院事業庁	合 計	
		教育職	その他	警察官	その他				
採 用	平成30年4月1日	151	589	14	76	11	6	66	913
	平成30年4月2日	35	1	4	17	10	1	15	83
	平成31年3月31日								
	合 計	186	590	18	93	21	7	81	996

退	平成30年4月1日 ～ 平成31年3月30日	20	25	4	39	7	0	20	115
	平成31年3月31日	152	504	33	50	6	4	49	798
職 内 訳	定年	108	349	21	43	5	4	5	535
	早期退職	19	87	7	4	1	0	6	124
	その他	25	68	5	3	0	0	38	139
	合計	172	529	37	89	13	4	69	913
再任用		150	324	88	10	4	5	13	594

(注) 再任用については、更新の者を含みます。

(3) 異動および昇任の状況

ア 知事部局、議会事務局および行政委員会事務局（平成31年4月定期人事異動）（単位：人）

	部長級	次長級	課長級・ 参事級	課長補佐級・ 主幹級	係長級・ 主査級	一般職員級	合計
異動者数	13	35	211	335	344	455	1,393
うち昇任者数	8	20	57	82	71	—	238

(注) 病院の医師および看護師は含みません。

イ 教育部門（平成31年4月定期人事異動）（単位：人）

	校長級	教頭級	主幹教諭級	教諭級	実習助手等	合計
異動者数	177	233	40	1,518	4	1,972
うち昇任者数	87	120	37	—	—	244

ウ 警察部門（平成31年3月定期人事異動）（単位：人）

	警視およびこれに 相当する職		警部および これに相当 する職	警部補およ びこれに相 当する職	巡査部長お よびこれに 相当する職	巡査および これに相当 する職	合計
	部長・ 参事官級	課長・ 管理官級					
異動者数	15	74	124	231	199	170	813
うち昇任者数	2	10	18	45	50	—	125

2 人事評価の状況 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2では、職員の執務については定期的に人事評価を行うこととされており、平成30年度における各任命権者における取組は次のとおりです。

- (1) 知事部局 組織の目標や使命の達成、職員の育成や能力開発、職場の活性化を図ることを目的として、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う「能力発揮度評価」および職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う「業績評価」による人事評価を実施しており、評価の結果は人材育成や給与等の人事管理の基礎として活用します。
- (2) 教育委員会 組織の目標や使命の達成、職員の育成や能力開発、職場の活性化を図ることを目的として、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う「能力発揮度評価」および職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う「業績評価」による人事評価を実施しており、加えて県立学校の教員等においては「総合評価」による人事評価も実施し、評価の結果は人材育成や給与等の人事管理の基礎として活用します。
- (3) 警察本部 組織の目標や使命の達成、職員の育成や能力開発、職場の活性化を図ることを目的として、地方警務官を除く職員を対象にその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う「能力評価」および職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う「業績評価」による人事評価を実施しており、評価の結果は任用や給与等の人事管理の基礎として活用します。

3 給与および休暇に関する状況

(1) 人件費の概要（平成30年度普通会計決算見込）

区 分	歳 出 額 A	人 件 費 B	人 件 費 率 (B/A)
30年度	511,088,934千円	169,078,308千円	33.1%

(注) 人件費は、職員の給料、諸手当のほか、共済費、災害補償費および特別職の給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費（平成30年度普通会計決算見込）

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
30年度	17,327人	74,435,946千円	18,106,529千円	31,286,909千円	123,829,384千円	7,147千円
		60.1%	14.6%	25.3%	100.0%	

(注1) 職員手当には、退職手当を含みません。

(注2) 職員数は、平成30年4月1日現在の人数（臨時講師等を除く。）です。

(注3) 給与費には、臨時講師等の分が含まれています。

(3) 特別職の給料等（平成31年4月1日現在）

給料月額	知事	1,250,000円		
	副知事	980,000円		
議員報酬月額	議長	980,000円		
	副議長	850,000円		
	議員	800,000円		
期末手当	知事	6月期	1.675	月分
		12月期	1.675	月分
		計	3.35	月分
	副知事	6月期	1.675	月分
		12月期	1.675	月分
		計	3.35	月分

(4) 一般職員の給料等

ア 平均給料および平均年齢（平成31年4月1日現在）

区分	行政職職員		警察官		高等学校の教員		小・中学校の教員		技能労務職員	
	平均 給料月額	平均 年齢	平均 給料月額	平均 年齢	平均 給料月額	平均 年齢	平均 給料月額	平均 年齢	平均 給料月額	平均 年齢
県	320,887円	42歳 4月	324,809円	38歳 7月	369,919円	44歳 4月	347,423円	40歳 8月	310,767円	55歳 4月
国	329,433円	43歳 5月								

イ 初任給および採用2年後の給料（平成31年4月1日現在）

区分		県		国	
		決定初任給	採用2年経過日 の給料額	決定初任給	採用2年経過日 の給料額
行政職職員	大学卒	187,200円	198,400円	I 185,200円 II 180,700円	206,300円 192,400円
	高校卒	153,000円	162,900円	148,600円	157,000円
警察官	大学卒	214,100円	229,500円	209,700円	222,400円
	高校卒	181,700円	195,000円	171,200円	183,400円
高等学校の教員	大学卒	209,100円	221,500円		
小・中学校の教員	大学卒	209,100円	221,500円		

ウ 経験年数別・学歴別平均給料月額（平成31年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
行政職職員	大学卒	266,953円	310,748円	353,104円
	高校卒	217,943円	270,411円	301,388円

(5) 行政職職員の級別人員（平成31年4月1日現在）

区 分	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級
標準的な職務内容 (代表的な職名)	部 長	部 次 長	本庁の課長	参 事 課 長 補 佐 (困難)	課 長 補 佐 主 幹 (困難)	主 幹 係 長 (困難)	係 長・ 主 査 主任主事・ 主任技師 (困難)
職 員 数	20人	45人	123人	394人	400人	761人	709人
構 成 比	0.6%	1.3%	3.6%	11.7%	11.9%	22.5%	21.0%

区 分	2 級	1 級	計
標準的な職務内容 (代表的な職名)	主任主事・ 主任技師 主事・技師 (高度)	主 事 技 師	
職 員 数	570人	353人	3,375人
構 成 比	16.9%	10.5%	100.0%

(注1) 滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。

(注2) 教育部門、警察部門に勤務する行政職給料表適用職員を含みます。

(注3) (困難)とは「困難な業務」を、(高度)とは「高度な知識経験を必要とする業務」を示します。

(6) 職員手当の種類および内容 職員には、給料のほかに手当が支給されます。

平成31年4月1日現在における主な手当の制度は、次のとおりです。

種 類	内 容	
毎 月 決 ま っ て 支 給 さ れ る も の	地域手当	給料、扶養手当および管理職手当の合計額に県内7.5%、東京都の特別区20%を乗じた額
	扶養手当	配偶者・父母等各6,500円、子各9,700円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対し、各5,000円加算
	住居手当	月額9,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、100円から30,000円まで
	通勤手当	[交通機関等利用者] 運賃等相当額を支給（6箇月の定期券を基礎とする額により支給） [交通用具使用者] 自動車・バイク等の別および通勤距離に応じて2,500円から32,800円まで 駐車場利用料金の2分の1の額（上限3,500円）
そ の 他	管理職手当、初任給調整手当、単身赴任手当等	
勤 務 し た 実 績 に 応 じ て	特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康または困難な勤務についたときに支給される手当（62種） （全職員に占める手当支給職員の割合 30.8%、支給対象職員1人当たりの平均支給月額16,435円（平成30年度実績）） [支給額の多い手当] 教員特殊業務手当、犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業の手当、教育業務連絡指導手当 [多くの職員に支給されている手当] 教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当、犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業の手当
支 給 さ る	時 間 外 勤 務 手 当	職員1人当たりの平均支給月額 48,657円（平成30年度実績。一般行政・警察を含む。）

れるもの	その他	宿日直手当等				
	期末・勤勉手当	民間のボーナス、賞与等に相当する手当として、年間4.45月分を2回に分けて支給				
その他	退職手当	区分	勤続年数			最高限度
			20年	25年	35年	
		自己都合	19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分	47.709月分
		定年・勸奨	24.586875月分	33.27075月分	47.709月分	47.709月分
		その他の加算措置	早期退職特例措置 2%～45%加算			
(注) 平成30年度の1人当たり平均支給額は、定年・勸奨の場合で2,220万円、自己都合などの場合で344万円です。						

(注) 退職手当については、平成30年度末退職者に係る月数です。

(7) 年次有給休暇の使用状況（平成30年1月1日～平成30年12月31日）

任命権者の別	(a) 総付与日数	(b) 総取得日数	(c) 対象職員数	(b)／(c) 平均取得日数	(b)／(a) 取得率
知事部局	110,183.7日	34,760.6日	2,811人	12.4日	31.5%
教育委員会	441,897.9日	131,211.4日	11,179人	11.7日	29.7%
警察本部	97,294.5日	26,894.4日	2,476人	10.9日	27.6%
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	1803.1日	512.4日	46人	11.1日	28.4%
企業庁	2,871.0日	1,122.3日	70人	16.0日	39.1%
病院事業庁	39,262.9日	10,915.5日	1,058人	10.3日	27.8%

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(8) 育児休業、部分休業および育児短時間勤務の取得状況（平成30年度）（単位：人）

任命権者の別	平成30年度中の育児休業状況 (全職員)						平成30年度中に新たに育児休業が取得 可能となった職員の育児休業状況							
	育児休業 取得者数		部分休業 取得者数		育児短時間 勤務者数		育児休業 対象者数		育児休業 取得者数		部分休業 取得者数		育児短時間 勤務者数	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
知事部局	25	86	3	43	1	14	86	39	17	39	0	0	0	0
教育委員会	13	827	0	29	0	4	255	342	12	342	0	0	0	0
警察本部	0	69	0	13	0	4	130	35	0	25	0	8	0	2
議会およびその他の行政委員会事務局	0	3	0	0	0	0	1	2	0	2	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
病院事業庁	2	74	0	56	1	24	22	26	2	26	0	0	0	0

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(9) 修学部分休業、自己啓発休業および配偶者同行休業の取得状況（平成30年度）（単位：人）

任命権者の別	修学部分休業	自己啓発休業	配偶者同行休業
知事部局	0	0	1
教育委員会	0	3	3
警察本部	0	0	1
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0
企業庁	0	0	0
病院事業庁	0	1	1

合	計	0	4	6
---	---	---	---	---

（注） 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

#### 4 分限および懲戒処分状況

##### (1) 分限処分状況（平成30年度）

##### ア 職員の意に反する降任・免職状況

（単位：人）

任命権者の別	勤務実績がよくない場合		心身の故障のため職務遂行に支障がある場合		職に必要な適格性を欠く場合		廃職または過員を生じた場合		計
	降任	免職	降任	免職	降任	免職	降任	免職	
知事部局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（注） 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

##### イ 休職処分状況

（単位：人）

任命権者の別	心身の故障のため、長期の休養を要する場合	刑事事件に関し起訴された場合	学術に関する研究等に従事する場合	災害等により行方不明になった場合
知事部局	20	0	0	0
教育委員会	94	0	0	0
警察本部	13	0	0	0
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0	0
企業庁	2	0	0	0
病院事業庁	6	0	1	0
合計	135	0	1	0

（注） 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

##### (2) 懲戒処分状況（平成30年度）

（単位：人）

任命権者の別	免職	停職	減給	戒告
知事部局	0	2	1	3
教育委員会	4	1	1	3
警察本部	1	1	1	0
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0
病院事業庁	0	0	0	0
合計	5	4	3	6

（注） 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

#### 5 退職管理状況

- (1) 再就職情報の届出 滋賀県再就職者による依頼等の規制等に関する条例（平成28年滋賀県条例第17号）第3条の規定に基づき、平成28年4月1日から、職員であった者で、管理または監督の地位にある職員の職（部長級、次長級および課長級の職等）に就いていたものは、離職後2年の間に営利企業等に再就職した場合には、再就職後速やかに、離職時の任命権者に再就職情報（再就職日、再就職先、再就職先における地位等）を届出ることとしています。

平成30年8月1日から令和元年7月31日までの間に、県に対し再就職情報の届出があった件数は、次表のと

おりです。

(単位：件)

任命権者の別	知事部局、議会議務局および行政委員会事務局	教育委員会	警察本部	企業庁	病院事業庁	合計
届出件数	30	10	3	3	3	49

(注1) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(注2) 次の場合は再就職情報の届出の必要はありません。

- ・ 日雇いの場合
- ・ 国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人または特定地方独立行政法人の職員として採用された場合
- ・ 営利企業以外の法人その他の団体に就職した場合にあっては、再就職先での年間の報酬額が103万円以下の場合

(注3) 件数については、毎年度、前年8月1日から当年7月31日までの1年間の件数を公表しています。

(注4) 届出を受けた事項の詳細については、取りまとめの上、毎年度公表しています。

県ホームページ <https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/soshiki/10696.html>

6 人材育成に関する状況

(1) 人材育成の基本方針（知事部局） 人こそが最大の経営資源であるとの認識のもと、平成28年度に改定した人材育成基本方針において、目指す職員像を「チャレンジ精神を持ち、県民とともに、滋賀の未来を切り拓く行政のプロフェッショナル」と定めています。

その実現に向けて、職員一人ひとりの能力を高めるとともに、県庁力の最大化を図るため、職員の意欲と能力の向上に資する取組やそれらが最大限に発揮できる職場環境づくりなど、総合的な取組を進めています。

(2) 主な研修の実績等（平成30年度）

ア 知事部局

(7) 研修機関による研修

名 称	目 的 お よ び 概 要	参加者数
ステップアップ研修	職階に応じた、職員としての基本的資質や能力・知識の習得を図る。	1,134人
選択型研修	個々の職員が必要な能力に応じた研修を選択し、能力の強化や弱点の補強等を図る。	1,355人
職場支援研修	各職場の業務運営が円滑に遂行されるよう共通する課題の解決を図る。 (女性職員リーダー交流研修、ブラザー・シスター研修、育児休業者職場復帰研修、評価者研修等)	1,465人
指導者養成研修	政策研修センター研修における内部講師および職場の研修リーダーとなる「研修指導者」の養成を図る。(人権研修指導者養成研修、接遇指導者研究会)	19人

(4) 外部機関への派遣その他の研修

名 称	目 的 お よ び 概 要	参加者数
職員派遣研修	専門知識の習得および政策形成能力の向上を図るとともに、県政運営に役立てるため、国、他府県、市町、自治大学校等の県以外の組織に職員を一定期間派遣した。	26人

イ 教育部門

(7) 研修機関による研修

名 称	目 的 お よ び 概 要	参加者数
ステージ研修	経験年数に応じて、必要な基本的知識、専門的技術を養い、新しい時代のニーズに対応できる教職員としての資質能力の向上を図る。	15,596人
マネジメント研修	管理職や学校組織の中核となる教員としての見識を高め、学校経営能力の向上を図る。	525人
職務研修	職務に応じた基本的知識、技能等を養い、専門職としての指導力の向上を	2,218人

図る。

(4) 外部機関への派遣その他の研修

名 称	目 的 お よ び 概 要	参加者数
中央研修講座派遣	校長、中堅職員等の学校管理・運営、学習指導等の諸問題に関する識見を高め、指導能力の向上を図るため、独立行政法人教員研修センター主催の教職員中央研修講座に派遣した。	39人
民間等派遣研修	現職教員に学校と異なる組織で自らの教育観・指導観を見つめ直させ、教育現場において活用すべき点を吸収させ、教員の資質・指導力を向上させ、併せて教育そのものの活性化を図るため教員を民間企業等へ派遣した。	15人

ウ 警察部門

(7) 研修機関による研修

名 称	目 的 お よ び 概 要	参加者数
採用時教養	採用者に対し、基本的教養を実施し、警察官または一般職員としての資質の育成を図る。（初任科教養、初任補修科教養、一般職員初任科教養等）	176人
昇任時教養	昇任者に対し、幹部としての意識付けおよび職責を果たす上で必要不可欠な知識・技能等の修得を図る。（警部補任用科教養、巡査部長任用科教養等）	7人
部門別教養	各部門担当者に対し、担当する部門に必要となる専門的知識・技能等の修得を図る。（部門別任用科教養、専科教養等）	401人

(4) 外部機関への派遣その他の研修

名 称	目 的 お よ び 概 要	参加者数
昇任時教養	昇任者に対し、幹部としての意識付けおよび職責を果たす上で必要不可欠な知識・技能等の修得を図るため、近畿管区警察学校および警察大学校における教養を受けさせた。（警部任用科教養、警部補任用科教養、巡査部長任用科教養等）	121人
部門別教養	各部門担当者に対し、担当する部門に必要となる専門的知識・技能等の修得を図るため、近畿管区警察学校および警察大学校における教養を受けさせた。（管区専科教養、警察大学校専科教養等）	124人

7 福利厚生に関する状況

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況（平成30年度）

名 称	対 象 者	受 診 者 数 (人)		
		知事部局 企業庁 病院事業庁 行政委員会事務局 (教育委員会事務局を除く。)	教育部門 (教育委員会事務局を含む。)	警察部門
雇入時健康診断	新規採用者（採用内定者）	234	492	88
定期健康診断	全職員	5,198	5,122	2,653
生活習慣病健診	年齢・性別等により定める職員等	951	—	1,654
その他の健康診断	特定の業務に従事する職員	2,627	509	1,424

(注) 教育部門の定期健康診断、生活習慣病健診、その他の健康診断には、市町立学校の職員の受診者数を含みません。

(2) 職員の福利厚生事業の実施状況 職員の福利厚生事業については、地方公務員法第42条に基づいて実施しています。

知事部局においては、滋賀県職員互助会に関する条例（昭和31年滋賀県条例第34号）に基づき、一般財団法人滋賀県職員互助会が福利厚生事業を行っており、教育委員会および警察本部においても、同様に、一般財団法人滋賀県教職員互助会および一般財団法人滋賀県警察職員互助会が福利厚生事業を行っています。

各互助会は、会員の掛金その他の収入をもって、福利厚生事業を実施しており、その運営状況は、県のホー



ムページで公表しています。

項目	互助会	職員互助会	教職員互助会	警察職員互助会
	会員数（人）平成30年4月1日現在		4,963	11,405
平成31年4月1日現在		5,076	11,396	2,689
掛金額（千円）	平成30年度	131,491	399,559	80,094
	令和元年度	132,600	395,668	79,604
補助金の額（千円）	平成30年度	0	0	0
	令和元年度	0	0	0

(3) 公務災害および通勤災害の認定件数（平成30年度）

任命権者の別	公務災害	通勤災害	計
知事部局	12	2	14
教育委員会	74	3	77
警察本部	37	4	41
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0
企業庁	0	0	0
病院事業庁	5	2	7
合計	128	11	139

第2 平成30年度 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験および選考の状況 地方公務員法および職員の任用に関する規則（昭和30年滋賀県人事委員会規則第2号）の規定に基づき、平成30年度に実施した競争試験および選考試験の状況は、次のとおりです。

なお、病院事業庁の医師、看護師等の選考による採用の権限を、平成18年11月2日から病院事業庁長に委任しています。

(1) 競争試験

ア 上級試験

区分	採用予定人員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
行政 (専門試験型)	45人程度	(133)	(103)	69.5	(65)	(33)	(27)	5.7	(22)
		476	331		223	96	58		48
行政 (アピール 試験型)	10人程度	(46)	(27)	70.4	—	(12)	(4)	7.4	(3)
		115	81			25	11		9
警察事務	4人程度	(24)	(16)	75.6	(9)	(6)	(2)	11.3	(2)
		45	34		18	8	3		3
環境行政	2人程度	(1)	(1)	56.3	(1)	(1)	(1)	4.5	(0)
		16	9		8	4	2		1
社会福祉	12人程度	(20)	(17)	75.7	(11)	(11)	(9)	2.2	(9)
		37	28		20	19	13		13
化学	1人程度	(6)	(5)	73.3	(4)	(2)	(2)	5.5	(2)
		15	11		7	3	2		2
農業	12人程度	(13)	(12)	92.5	(12)	(5)	(4)	4.1	(4)
		53	49		43	25	12		11
林業	3人程度	(5)	(4)	73.3	(4)	(2)	(2)	2.8	(2)
		15	11		9	5	4		4
水産	1人程度	(1)	(1)	90.9	(1)	(0)	(0)	10.0	(0)
		11	10		6	4	1		1
建築	3人程度	(4)	(3)	53.8	(3)	(3)	(2)	1.8	(1)
		13	7		7	6	4		3

電気 (電気工学)	2人程度	(0) 6	(0) 5	83.3	(0) 4	(0) 4	(0) 2	2.5	(0) 2
機 械	1人程度	(1) 7	(1) 5	71.4	(1) 3	(1) 2	(0) 1	5.0	(0) 1
総合土木	22人程度	(3) 53	(3) 41	77.4	(3) 32	(2) 26	(2) 18	2.3	(2) 17
計		(257) 862	(193) 622	72.2	(114) 380	(78) 227	(55) 131	4.7	(47) 115

(注) ( ) は、女性の数を内数で示します(以下同じ。)

イ 上級試験－経験者－

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争率 倍	採用者数 人
行 政	5人程度	(109) 454	(78) 297	65.4	—	(6) 36	(4) 15	19.8	(2) 11
総合土木	5人程度	(2) 24	(2) 16	66.7	—	(2) 15	(1) 7	2.3	(1) 6
計		(111) 478	(80) 313	65.5	—	(8) 51	(5) 22	14.2	(3) 17

ウ 上級試験－特別募集－

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争率 倍	採用者数 人
総合土木	5人程度	(0) 23	(0) 13	56.5	—	(0) 5	(0) 3	4.3	(0) 3

エ 初級試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争率 倍	採用者数 人
一般事務	3人程度	(12) 41	(12) 40	97.6	(6) 23	(2) 4	10.0	(2) 4
警察事務	2人程度	(10) 15	(9) 14	93.3	(7) 8	(3) 3	4.7	(1) 1
総合土木	3人程度	(0) 3	(0) 1	33.3	(0) 1	(0) 1	1.0	(0) 1
計		(22) 59	(21) 55	93.2	(13) 32	(5) 8	6.9	(3) 6

オ 小・中学校事務職員採用試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争率 倍	採用者数 人
小・中学校 事務職員	6人程度	(22) 51	(19) 44	86.3	(6) 18	(3) 6	7.3	(3) 6

カ 警察官(男性)採用試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争率 倍	採用者数 人
県 A (第一回)	30人程度	414	258	62.3	227	37	7.0	27

内	A (第二回)	7人程度	77	57	74.0	48	4	14.3	—
	B	10人程度	77	62	80.5	58	9	6.9	8
計			568	377	66.4	333	50	7.5	35
県外	A	若干人	—	17	—	14	1	17.0	1
	B	若干人	—	43	—	22	2	21.5	1
計			—	60	—	36	3	20.0	2

キ 警察官（女性）採用試験

区分	採用予定 人員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
A（第一回）	10人程度	113	61	54.0	56	10	6.1	9
A（第二回）	2人程度	14	13	92.9	12	2	6.5	2
B	5人程度	22	21	95.5	20	6	3.5	6
計		149	95	63.8	88	18	5.3	17

ク 身体障害者を対象とした職員採用試験

試験区分	採用予定 人員	申込者数 人	受験者数 人	受験率 %	合格者数 人	競争率 倍	採用者数 人
一般事務	2人程度	(2) 9	(2) 7	77.8	(0) 2	3.5	(0) 2
小・中学校事務	1人程度	(1) 4	(1) 4	100.0	(0) 0	—	(0) 0

(注) 申込者数および受験者数には第2志望で当該試験区分を志望している者を含みます。

(2) 採用選考

ア 採用選考

(単位：人)

一 般 職 員					
部 局	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	計
部長およびその相当職	2	—	—	—	2
次長およびその相当職	1	—	—	—	1
課長およびその相当職	7	5	2	—	14
課長補佐およびその相当職	5	2	—	—	7
係長およびその相当職	25	11	—	—	36
主事、技師およびその相当職	99	22	9	183	313
技能労務職	2	—	—	—	2
計	141	40	11	183	① 375

警 察 官	
職	
警 視	4
警 部	7
警 部 補	1
巡査部長	3
巡 査	7
計	② 22
合計 (①+②)	397

(注) 併任、任命換えを含み、任命権者に委任しているものを除きます。

イ 上記のうち選考採用職種に係る選考の状況

(単位：人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
児童指導員	4	4	技術員	2	2
児童福祉司	1	1	職業訓練指導員	1	0
判定員	5	5	文化財保護技術者	1	1
精神保健福祉士	1	1	企業庁水道技術者	4	4
獣医師	3	3	司書	1	1
保健師	7	6	少年補導職員	1	1
薬剤師	4	4	育休代替任期付職員（一般事務）	24	24

医師	3	3	育休代替任期付職員（警察事務）	8	8
化学	2	2	武道指導員	1	1
管理栄養士	4	4	計	77	75

（注） 職員の任用に関する規則第7条第1号に掲げる職（係長およびこれに相当する職以上の職をいう。）に任用した者を含みます。

ウ 任命権者委任分

（単位：人）

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
医師	18	18	看護師	98	72
薬剤師	3	0	医療事務	16	4
作業療法士	7	2	臨床検査技師	13	1
精神保健福祉士	1	1	言語聴覚士	1	1
臨床工学技士	1	1	医療ソーシャルワーカー	8	1
理学療法士	4	0	判定員	18	2
歯科衛生士	1	1			
管理栄養士	17	1	計	206	105

（注） 職員の任用に関する規則第40条の規定に基づき病院事業庁長へ選考の権限を委任したものです。

(3) 昇任選考

（単位：人）

一 般 職 員						警 察 官	
部 局	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	計	職	
部長およびその相当職	9	—	—	—	9	警 視	8
次長およびその相当職	18	—	—	2	20	警 部	—
課長およびその相当職	53	2	1	5	61	警 部 補	—
課長補佐およびその相当職	67	7	6	10	90	巡査部長	—
係長およびその相当職	66	3	9	16	94	計	② 8
計	213	12	16	33	① 274	合計 (①+②)	282

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告および勧告の状況 本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員および民間企業従事者の給与の実態等を調査し、これらの調査結果や国家公務員の給与改定の動向等を考慮して、平成30年10月18日に県議会および知事に対して、次のとおり報告および勧告を行いました。

(1) 公民較差（新規採用者を除く。）

ア 公民較差

0.25% 964円

（参考）人事院勧告 官民較差 0.16% 655円

イ 改定

0.24% 925円（内訳：給料 586円、扶養手当 274円、はね返し分（注） 65円）

注 給料月額を算定の基礎としている諸手当の額が増加することによる分

（参考）改定前 平均給与月額 383,598円 平均年間給与 6,352,000円

改定後 平均給与月額 384,523円 平均年間給与 6,387,000円

（行政職、平均年齢 42.8歳）

(2) 民間給与との較差に基づく給与改定

ア 給料表 国に準じて引上げ改定

イ 扶養手当 子に係る手当額を引上げ 8,300円→8,700円

ウ 初任給調整手当 国に準じて医師および歯科医師の手当額を引上げ

エ 期末・勤勉手当 民間の支給割合に見合うよう引上げ

年間支給月数 4.40月分→4.45月分

オ 実施時期 ア、イおよびウについては平成30年4月1日、エについては同年12月1日

## (3) 諸手当の改定

ア 宿日直手当 国に準じた引上げ改定

- (7) 一般宿日直 5,000円→5,200円
- (4) 業務当直（業務一般当直） 6,400円→6,600円  
（事件学寮当直） 7,400円→7,600円  
（防災宿日直） 6,000円→6,200円

(9) 常直 月額 21,000円→22,000円

イ 子に係る扶養手当 配偶者に係る手当額の引下げにより生ずる原資を基本に、子に係る手当額を1,000円引上げ

ウ 実施時期 アについては平成30年4月1日、イについては平成31年4月1日

## (4) その他

ア 人材の確保および育成

- (7) 優秀で多様な人材を確保するため、引き続き滋賀県職員として働くことの魅力発信に注力するとともに試験方法等についてさらに検討が必要
- (4) 障害者雇用率の適正な算定手続の徹底と、法定雇用率を達成するため早急な対応が必要
- (9) 若手職員に対して、早期から計画的かつきめ細かな人材育成を行うことが必要
- (2) 人事評価制度の公平性・公正性・納得性を高めるため更なる工夫や改善が必要

イ 働き方改革の推進

- (7) 業務量と人員配置のバランスおよび業務の実施体制の課題に引き続き重点的な対応が必要
- (4) 時間外勤務の上限設定について、本庁等の一般官公署においても国家公務員の対応を踏まえ検討を進めていくことが必要

ウ メンタルヘルス対策の充実 ストレスチェック制度を有効に活用することにより、職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場におけるメンタルヘルス不調の未然防止および早期発見・早期対処に引き続き取り組むことが必要

エ 女性職員の活躍推進

- (7) ライフステージ等の変化により時間的制約等が生じたとしても、能力を発揮できるよう職場環境づくりに努めるとともに、職場内で相互に助け合う職場風土の醸成に取り組むことが必要
- (4) 「女性職員の活躍推進のための取組方針（特定事業主行動計画）」の改定に当たっては、これまでの取組の検証等を行いながら適切に対応していくことが必要

オ 高齢期の雇用問題 定年の引上げについては、今後の国の動向を注視しつつ、本県の実情も踏まえて適切に対応していくことが必要

カ 臨時・非常勤職員の勤務条件の整備等 引き続き臨時職員等の適正な勤務条件の確保に努めるとともに、会計年度任用職員制度の円滑な導入に向けて、地方自治法および地方公務員法の改正の趣旨ならびに本県の実情を踏まえた制度となるよう検討していくことが必要

3 勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する審査請求の状況 平成30年度における勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する審査請求の状況は、次のとおりです。

- (1) 措置の要求 平成30年度における係属事案および新規要求事案はない。
- (2) 審査請求 平成30年度における係属事案および新規請求事案はない。

